

社会保障審議会 介護保険部会（第117回）	資料 2
令和 7 年 2 月 20 日	

要介護認定の認定審査期間について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1	令和6年12月9日介護保険部会における主なご意見	2
2	認定審査期間の平均値の公表について	5
3	認定審査期間を30日以内に収めるための認定審査期間の各段階の設定	17
4	参考資料	20

- ・ 令和 6 年12月 9 日介護保険部会における主なご意見

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)

事項名: デジタル、AI等を活用した要介護認定の迅速化及び科学的合理性の確保等

	規制改革の内容	実施時期
a	要介護認定の迅速性等に関する情報（申請から認定までの期間等）について、全国集計、都道府県別、保険者別に毎年度厚生労働省HPにおいて公表	令和6年度以降令和9年度まで継続的に措置
b	要介護認定の調査及び審査の各段階について、各保険者が目指すべき目安となる期間の検討・設定	令和6年度措置
c	- 介護認定審査会の簡素化対象の拡大、簡素化実施時の事務負担の軽減 - 介護認定審査会におけるAIの活用についてのモデル事業の実施	令和6年度検討開始、令和8年度までに結論、令和9年度措置
d	要介護認定申請者が申請前に主治医に主治医意見書を依頼して入手し、申請時に提出することについて検討	令和6年度検討開始、令和8年度までに結論、結論を得次第速やかに措置
e	- がん等の疾病により心身の状態が急激に悪化する方について、迅速なサービス提供に関する事務連絡の発出（5/31付けで発出済み） - がん等の疾病により心身の状態が急激に悪化する方について、認定審査期間等を毎年度調査・公表するとともに、医師の診断書の提出を要件に、がんの進行度等に応じて速やかに認定を行う方法について検討	（前段）令和6年度上期措置 （後段）令和8年度までに結論、結論を得次第速やかに措置
f	地方公共団体システムの標準化の進捗状況も踏まえ、例えば、主治医意見書提出のデジタル化、介護認定審査会のオンライン開催及びペーパーレス化等、要介護認定に関する業務のデジタル化を一層推進し、その進捗状況を公表	令和7年度以降令和9年度まで継続的に措置
g	- 一次判定データについて、在宅介護、通所介護等の幅広い介護サービス利用者のデータを追加しつつ、現行データを最新データに更新することも含め検討 - 認知症である利用者について、認定調査項目等の検討、必要に応じて見直し	令和6年度検討開始、令和8年度までに結論、令和9年度措置
h	要介護認定におけるAIの活用について、必要な調査研究の実施	令和7年度開始、令和9年度まで措置

介護保険部会（R6.12.9）における主な御意見

【規制改革実施計画の措置内容a（認定審査期間の平均値の公表）に係る御意見】

- 介護保険法で定められている認定審査の期間である30日以内に収めることが基本。
- 認知審査期間の平均値の公表は合理的である。
- 市町村の中でどれだけの割合を30日以内に収めることが出来たか、を見えるようにするべき。
- 認定調査や主治医意見書が揃った後の、認定審査会に係る期間も公表する期間に含めるべき。
- 市町村毎に30日を超えている事例の割合を公表するべき。
- 日数だけを公表するのではなく、市町村にとって日数がかかっている原因と解決策も併せて周知するべき。

【規制改革実施計画の措置内容b（認定審査に係る各段階の期間設定）に係る御意見】

- 30日以内に認定を行うにあたり目標を示すことに一定の意義がある。
- 認定調査や主治医意見書入手以外にも、認定審査会の実施に日数がかかることも認定審査期間が長くなる原因の一つ。認定審査会の所要期間についても見る必要があるのではないか。
- 設定する目安は、認定調査期間と主治医意見書期間に加え、情報が揃った後の市町村の事務手続き期間も提案する。
- 認定審査期間の長期化の主な原因は、主治医意見書の取得や認定調査の日程調整等の市町村と外部とのやり取りに関するものとなっていることから、取組例も参考にしながら、各地域において関係者を交えた検討を進めていくことが重要。

【その他の規制改革実施計画の措置内容に係る御意見】

- 主治医意見書のペーパーレス化は早急に進めるべき。
- 要介護認定のプロセス全体のICT化やAIの活用を進めるべき。
- がん末期等の方に係る事務連絡で示された、迅速化の取組を進めて欲しい。

- 認定審査期間の平均値の公表について

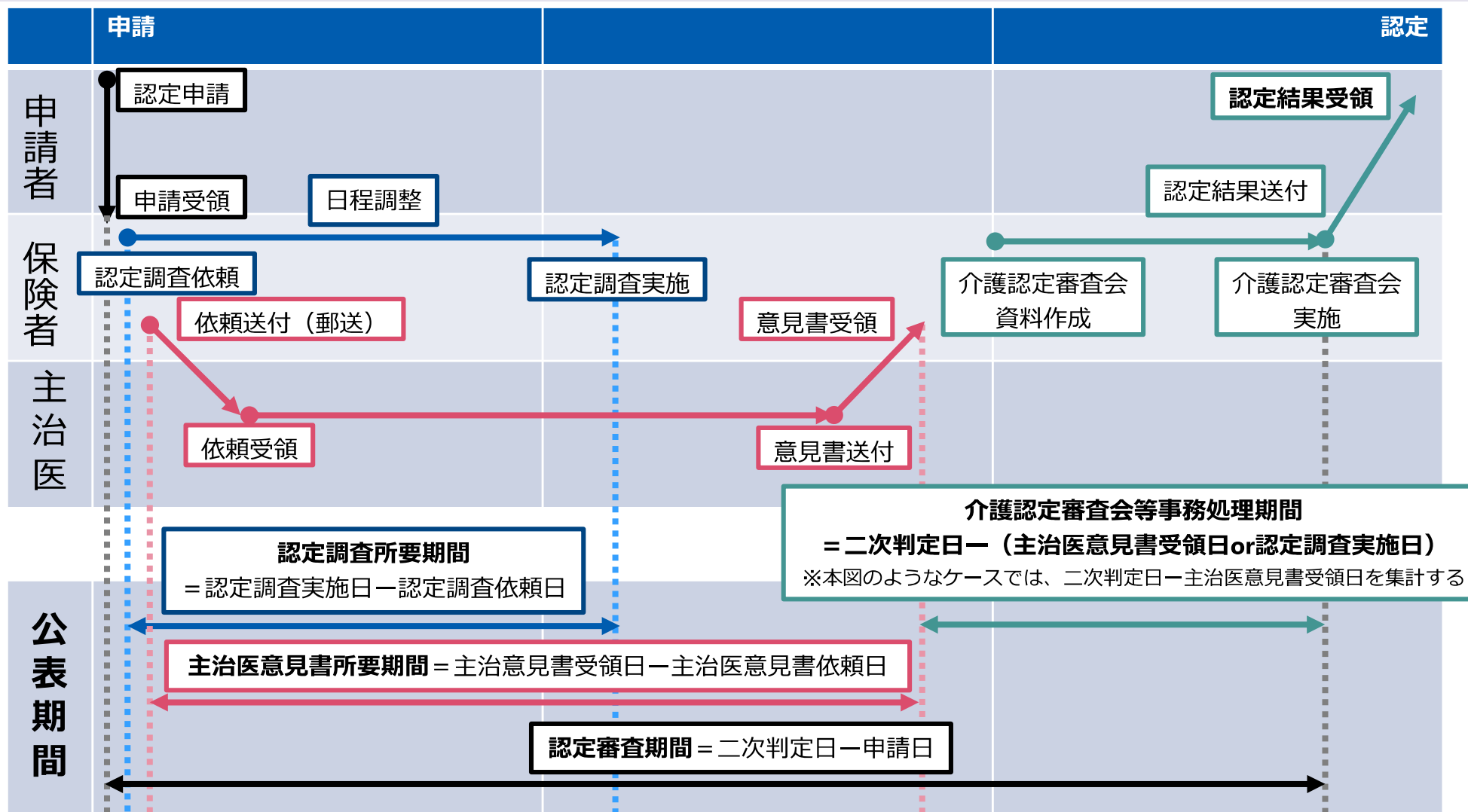
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

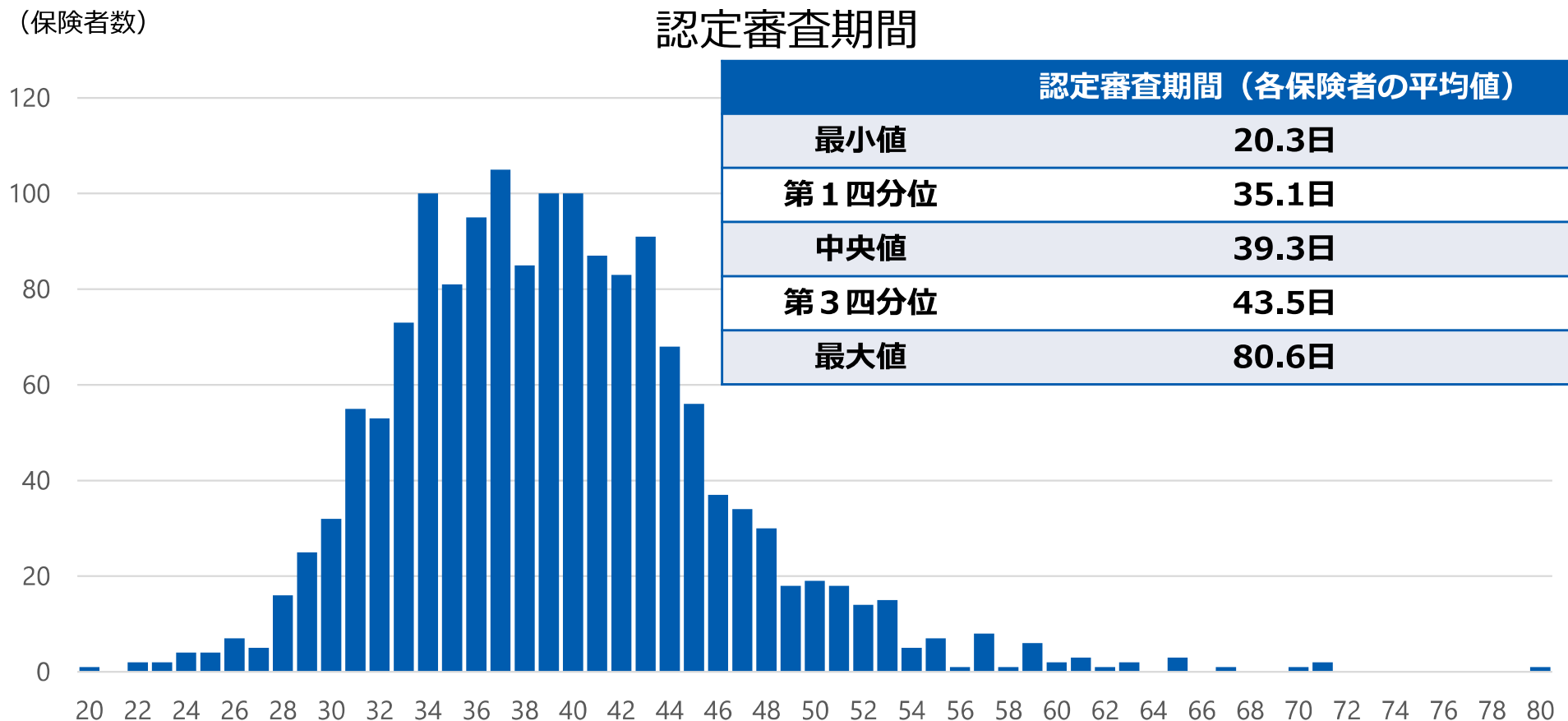
要介護認定に係る各期間

- 公表する各期間の定義について、図示した。
- 申請から認定調査または主治医意見書を依頼するまでの期間（依頼までの事務処理期間）については、認定調査所要期間、主治意見書所要期間、介護認定審査会等事務処理期間のいずれにも含まれない



各保険者の認定審査期間の平均値について

全保険者の認定審査期間の平均値を令和5年度の介護保険総合データベースから分析した。



※ 介護保険総合データベース（令和5年4月～令和6年3月申請分）より集計（n=1,559）

※ 認定審査期間：二次判定日－認定申請日

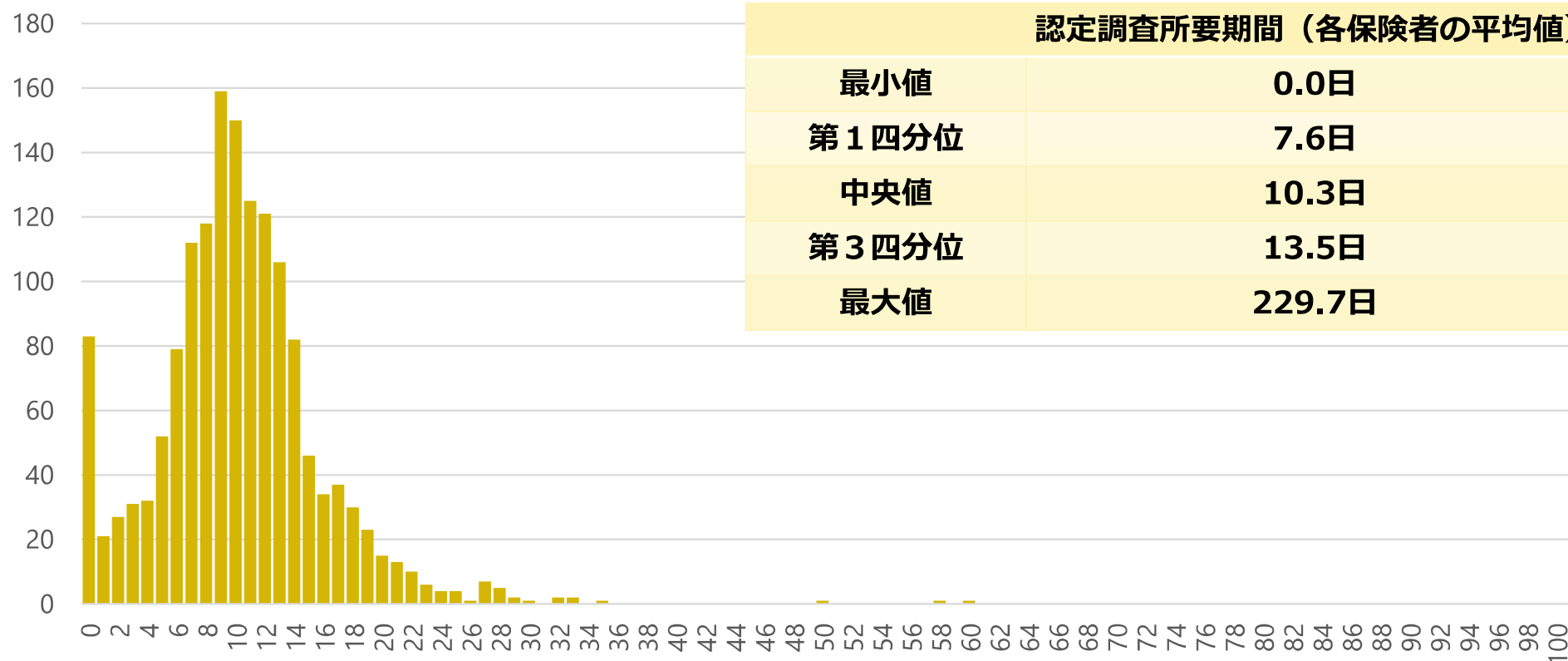
（単位：日）

各保険者の認定調査所要期間の平均値について

全保険者の認定調査所要期間の平均値を令和5年度の介護保険総合データベースから分析した。

(保険者数)

認定調査所要期間



(単位：日)

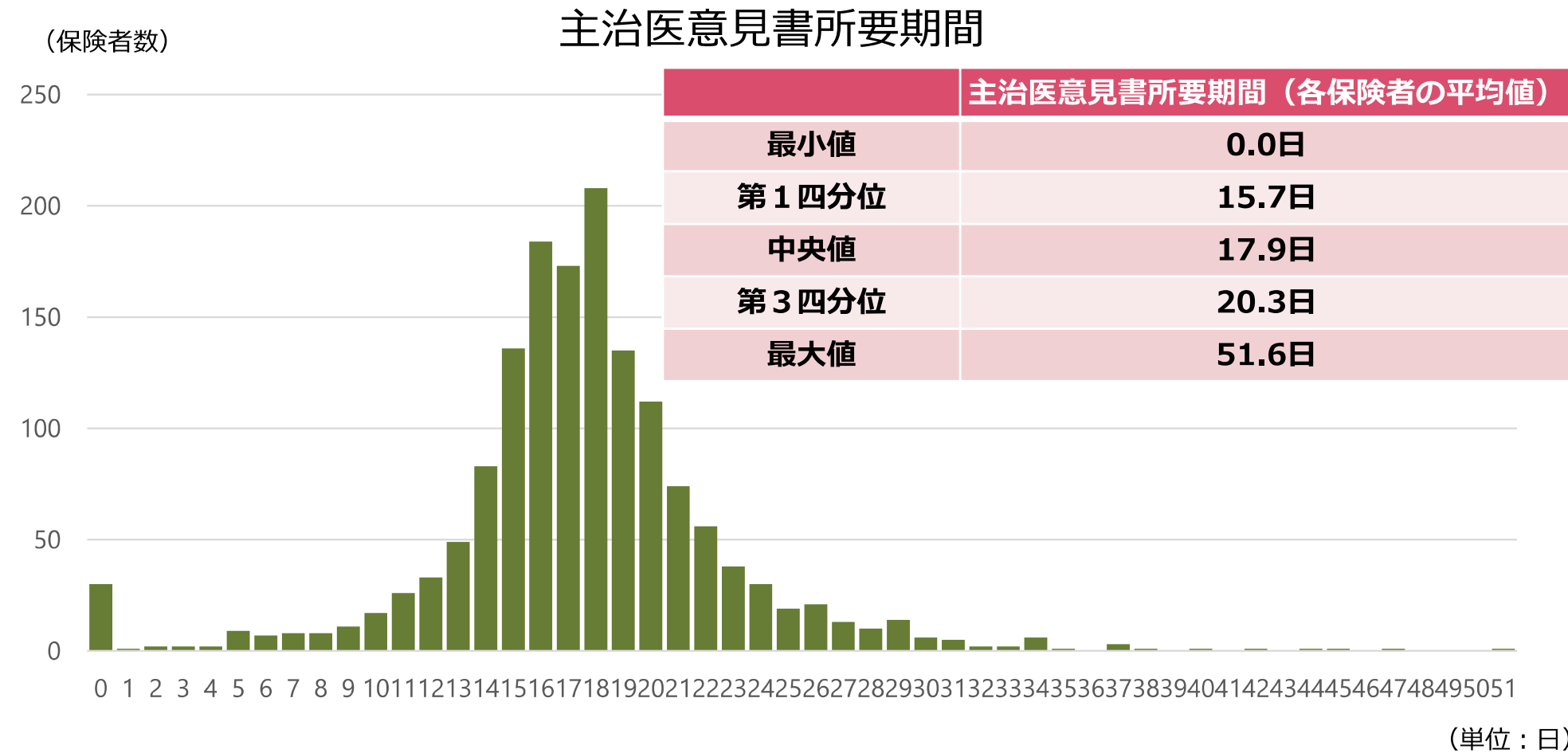
※ 介護保険総合データベース（令和5年4月～令和6年3月申請分）より集計（n=1,546）

※ 認定調査所要期間：調査実施日－調査依頼日

※ 平均値が100日以上 of 2自治体はヒストグラムから除外

各保険者の主治医意見書所要期間の平均値について

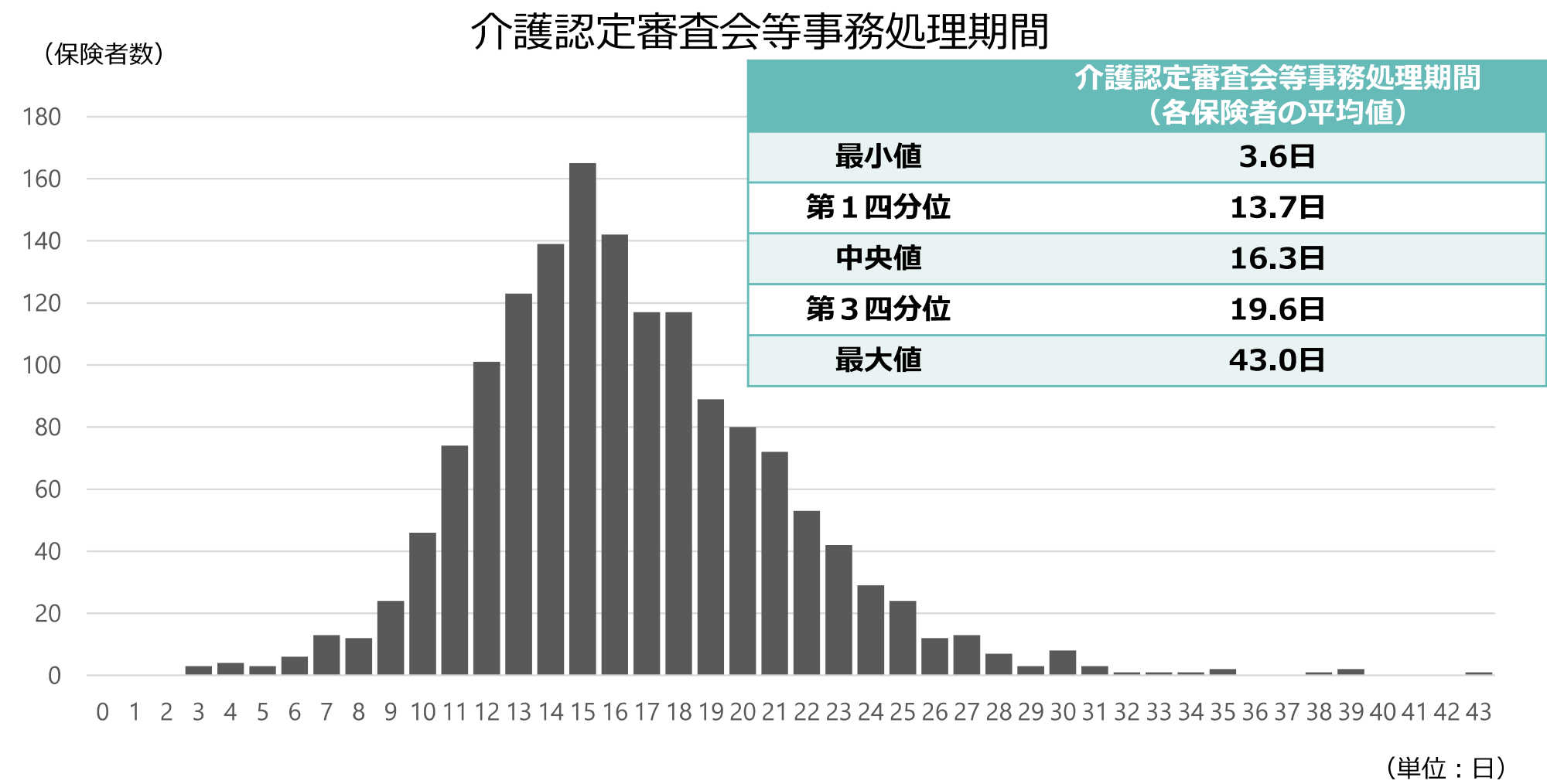
全保険者の主治医意見書所要期間の平均値を令和5年度の介護保険総合データベースから分析した。



※ 介護保険総合データベース（令和5年4月～令和6年3月申請分）より集計（n=1,543）
※ 主治医意見書所要期間：意見書入手日－意見書依頼日

各保険者の介護認定審査会等事務処理期間の平均値について

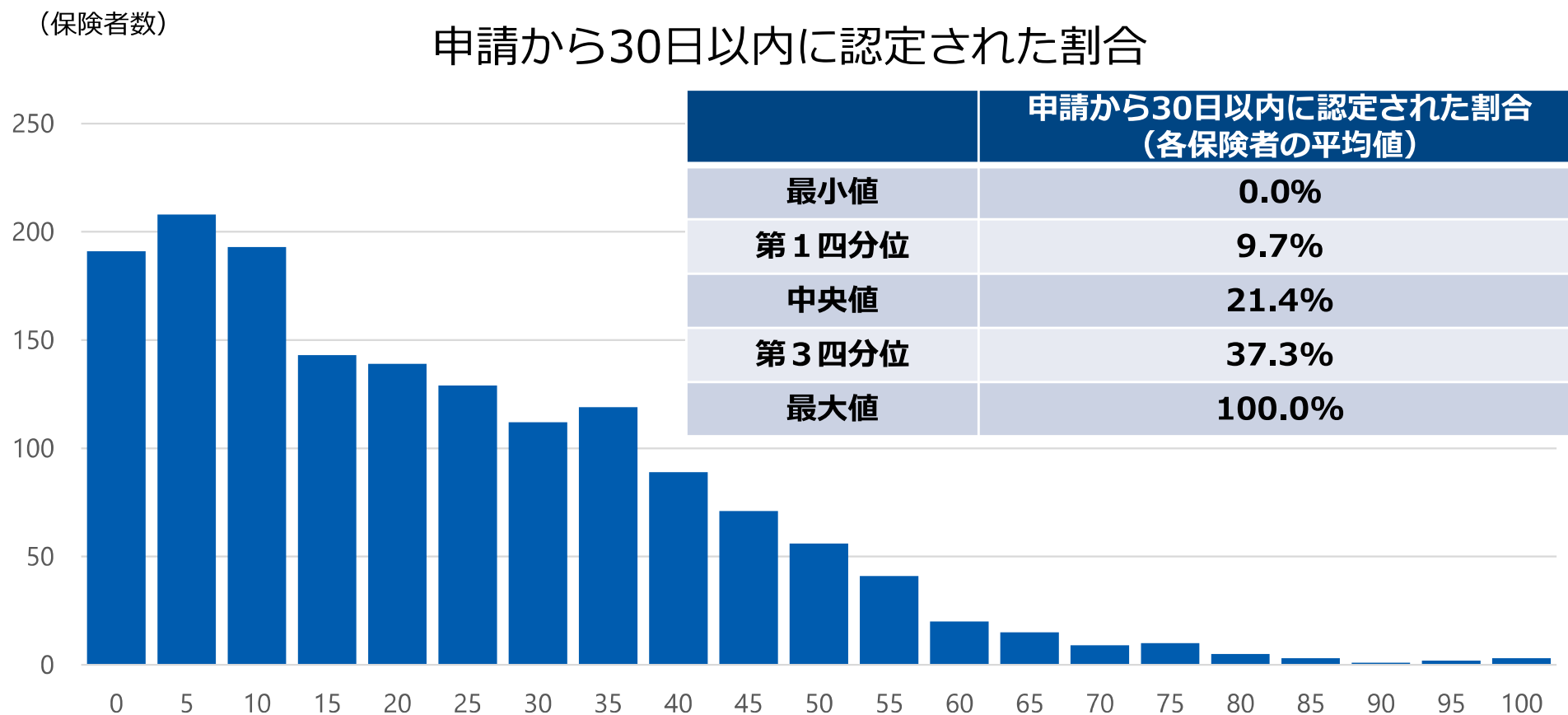
全保険者の介護認定審査会等事務処理期間の平均値を令和5年度の介護保険総合データベースから分析した。



※ 介護保険総合データベース（令和5年4月～令和6年3月申請分）より集計（n=1,533）
※ 介護認定審査会等事務処理期間：二次判定日－（意見書入手日、調査実施日のうち、遅い日）

各保険者の申請から30日以内に認定された割合の平均値について

全保険者の、申請から30日以内に認定された割合の平均値を令和5年度の介護保険総合データベースから分析した。



(単位：%)

※ 介護保険総合データベース（令和5年4月～令和6年3月申請分）より集計（n=1,559）

※ 申請から30日以内に認定された割合：当該保険者の全事例の内、認定審査期間が30日以内の事例の割合

認定期間に係る情報の公表

令和6年規制改革実施計画において、要介護認定の迅速性等に関する情報について、全国、都道府県別、保険者別に毎年度厚生労働省HPにおいて公表することが閣議決定がされた。

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）抜粋）

「要介護認定申請から要介護認定までに要する期間（以下「認定審査期間」という。）、認定審査期間が30日を超えた件数及び要介護認定申請件数全体に占める割合、認定調査依頼から認定調査実施までに要する期間（以下「認定調査所要期間」という。）、保険者が主治医意見書を依頼してから入手するまでに要する期間（以下「主治医意見書所要期間」という。）、コンピュータによる一次判定から介護認定審査会による二次判定に要する期間（以下「介護認定審査会所要期間」という。）、要介護認定における二次判定での一次判定からの変更率など、要介護認定の迅速性等に関する情報について、全国集計、都道府県別、保険者別に毎年度厚生労働省HPにおいて公表する。

また、公表された情報において、認定審査期間等の要介護認定の迅速性等に関する状況が十分改善されていない場合は、必要な対策を検討の上、実施する（PDCA管理を行う。）」

認定に係る情報の公表項目（具体的な対応案）

認定審査期間及びその内の認定調査依頼から認定調査実施までに要する期間、保険者が主治医意見書を依頼してから入手するまでに要する期間、認定調査と主治医意見書が揃ってから介護認定審査会による二次判定に要する期間並びに認定審査期間が 30 日以内の割合について、保険者別に公表することとしてはどうか。

各保険者の状況

	認定審査期間 (平均値)	内、認定調査所要 期間 (平均値)	内、主治医意見書 所要期間 (平均値)	内、介護認定審査会等 事務処理期間 (平均値)	申請から30日以内に認定 された割合
A市	〇〇日	●●日	▲▲日	■ ■ 日	××%
B村	〇〇日	●●日	▲▲日	■ ■ 日	××%
C町	〇〇日	●●日	▲▲日	■ ■ 日	××%
D町	〇〇日	●●日	▲▲日	■ ■ 日	××%
E市	〇〇日	●●日	▲▲日	■ ■ 日	××%
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

集計データ（各保険者の平均値から算出）

	認定審査期間	内、認定調査所要 期間	内、主治医意見書 所要期間	内、介護認定審査会 等事務処理期間 (平均値)	申請から30日以内に認定 された割合
最小値	〇〇日	●●日	▲▲日	■ ■ 日	××%
第一 四分位	〇〇日	●●日	▲▲日	■ ■ 日	××%
中央値	〇〇日	●●日	▲▲日	■ ■ 日	××%
第三 四分位	〇〇日	●●日	▲▲日	■ ■ 日	××%
最大値	〇〇日	●●日	▲▲日	■ ■ 日	××%

（参考）認定審査に係る事務の効率化、迅速化の取組例①

認定審査期間の平均が30日以内の自治体における認定審査に係る事務の効率化、迅速化の取組について聞き取りを実施した。

【人口約40万～160万人の自治体における取組の例】

＜認定調査の実施に係る取組＞

- ・ 要介護認定申請書の提出から10日以内に認定調査を行うこととしている旨を申請者に周知することで、認定調査の調整を円滑に行っている。
- ・ 自治体と委託先において同じ認定調査システムを用いて認定調査票を電子的にやりとりすることで、紙での作業が発生しないようにし、事務の効率化を図っている。

＜主治医意見書の入手に係る取組＞

- ・ 主治医意見書のフォーマットを電子的に読み込んで処理することで、一次判定や認定審査会資料の作成において紙での作業が発生しないようにし、事務の効率化を図っている。

＜介護認定審査会の準備に係る取組＞

- ・ 委員に対して審査会資料の事前送付をせず、当日会場に用意した端末で資料を確認しながら審査を実施することで、認定の迅速化を図っている。

＜その他の取組＞

- ・ 認定調査票、主治医意見書、審査会資料全てを電子的に作成し、紙での作業を行わないことで、事務の効率化を図っている。

（参考）認定審査に係る事務の効率化、迅速化の取組例②

認定審査期間の平均が30日以内の自治体における認定審査に係る事務の効率化、迅速化の取組について聞き取りを実施した。

【人口約1万～10万人の自治体における取組の例】

＜認定調査の実施に係る取組＞

- ・要介護認定申請書の提出から3営業日以内に申請者へ認定調査の連絡を行うこととしており、申請時にもその旨周知することで、認定調査の調整を円滑に行っている。
- ・要介護認定申請書が提出される際、その場で認定調査の日程調整を実施することで、認定調査の調整の効率化を図っている。

＜主治医意見書の入手に係る取組＞

- ・主治医意見書の作成を依頼した医療機関に対し作成状況の進捗確認を行うことで、早期の主治医意見書作成を促している。

＜介護認定審査会の準備に係る取組＞

- ・審査会資料を電子的に送付し、委員は貸与されたタブレット用い、審査会に持参することで事務の効率化を図っている。
- ・一部の合議体を完全にオンラインで実施することで、審査会の運営事務の効率化を図っている。

＜その他の取組＞

- ・周辺地域の自治体共同で認定業務を行う広域連合を設置し、広域連合に参加している自治体から認定調査結果や主治医意見書を広域連合が電子データでとりまとめて認定審査を行うことで、事務を効率化している。

（参考）認定審査に係る事務の効率化、迅速化の取組例③

認定審査期間の平均が30日以内の自治体における認定審査に係る事務の効率化、迅速化の取組について聞き取りを実施した。

【人口数千人の自治体における取組の例】

＜主治医意見書の入手に係る取組＞

- ・医療機関と自治体との間で、主治医意見書の作成について目安の期間を定めている。
- ・主治医意見書の作成状況について医療機関へ進捗の確認を行うことで、早期の主治医意見書作成を促している。

＜介護認定審査会の準備に係る取組＞

- ・介護認定審査会を周辺地域の自治体と共に設置することで、審査会の効率化を図っている。

- ・ 認定審査期間を30日以内に収めるための
認定審査期間の各段階の設定

認定審査期間の各段階の平均値等

認定審査期間の集計

介護保険総合データベースに保存された要介護認定情報から認定審査期間に関するデータを集計し、認定審査期間及びその内の認定調査所要期間、主治医意見書所要期間、介護認定審査会等事務処理期間の平均値並びに認定審査が30日以内に実施された事例の割合について、全保険者と認定審査期間の平均が30日以内の保険者、30日を超えている保険者のデータとを比較した。

	数	認定審査期間	認定調査 所要期間	主治医意見書 所要期間	介護認定審査会 等事務処理期間	申請から30日以内 に認定された割合
全保険者	1,559	39.8日	10.9日	18.0日	16.9日	25.1%
認定審査期間の 平均が30日以内 の保険者	66	27.7日	6.6日	12.7日	12.3日	72.0%
認定審査期間の 平均が30日を超 えている保険者	1,493	40.4日	11.1日	18.2日	17.1日	23.0%

- ※ 保険者数「1,559」は、集計期間中に介護DBに認定情報を送信した保険者数であり、期間中に申請がなかった保険者等は含まれていない。
- ※ 介護保険総合データベース（令和5年4月～令和6年3月申請分）より集計。
- ※ 認定審査期間：二次判定日－認定申請日 認定調査所要期間：調査実施日－調査依頼日 主治医意見書所要期間：意見書入手日－意見書依頼日
介護認定審査会等事務処理期間：二次判定日－（意見書入手日、調査実施日のうち、遅い日）
- ※ 申請から30日以内に認定された割合：当該保険者の全事例の内、認定審査期間が30日以内の事例の割合
- ※ 各段階において、郵送に要する期間等を含むことに留意が必要。

認定審査期間の各段階における期間について（案）

認定期間に係る情報の公表

令和6年規制改革実施計画において、要介護認定を30日以内に行うことが出来るよう、要介護認定の調査及び審査の各段階の期間を設定することが閣議決定がされた。

※規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）抜粋

「保険者が、要介護認定の申請に対する処分を法定原則処理期間 30 日以内に行うことができるよう、認定審査期間における要介護認定の調査及び審査の各段階について、認定審査期間に及ぼす影響も分析した上で、（中略）各保険者が目指すべき目安となる期間を検討し、設定する。」

今後の対応

○認定調査所要期間、主治医意見書所要期間、介護認定審査会等事務処理期間の3つの期間に係る参考として、認定審査期間の平均が30日以内に収まっている66保険者の平均値を以下のように示してはどうか。

具体的な対応（案）

○認定審査期間の平均が30日以内に収まっている保険者における、各期間の平均値は以下の通りであった。

認定調査所要期間	主治医意見書所要期間	介護認定審査会等事務処理期間
6.6日	12.7日	12.3日

○対応（案）

上記のデータは、様々な地域の実情や上記3期間それぞれの手順の特徴を踏まえたものではなく、認定審査期間が30日以内の保険者の平均値から機械的に算出したものであるため、そうした点等を注釈した上で、「認定審査に係る事務の効率化、迅速化の取組例（p14~16）」も併せて、自治体に対し参考として以下のように示すこととしてはどうか。

- ・認定調査の実施 → 認定調査依頼から**7日以内**
- ・主治医意見書の入手 → 主治医意見書依頼から**13日以内**
- ・介護認定審査会の開催 → 認定調査票・主治医意見書が揃ってから**12日以内**

4

- 参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

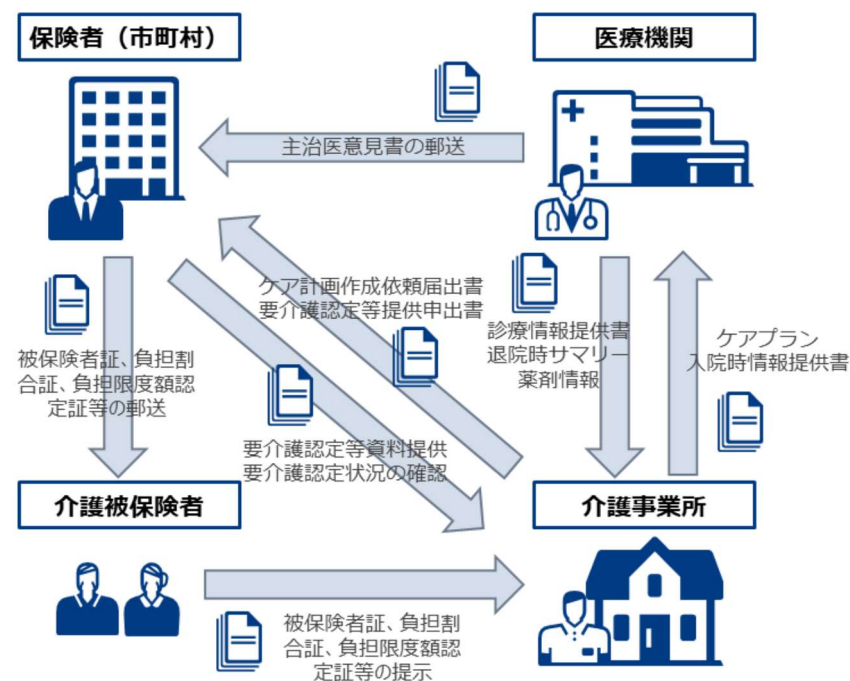
介護情報基盤について

介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上を図る。

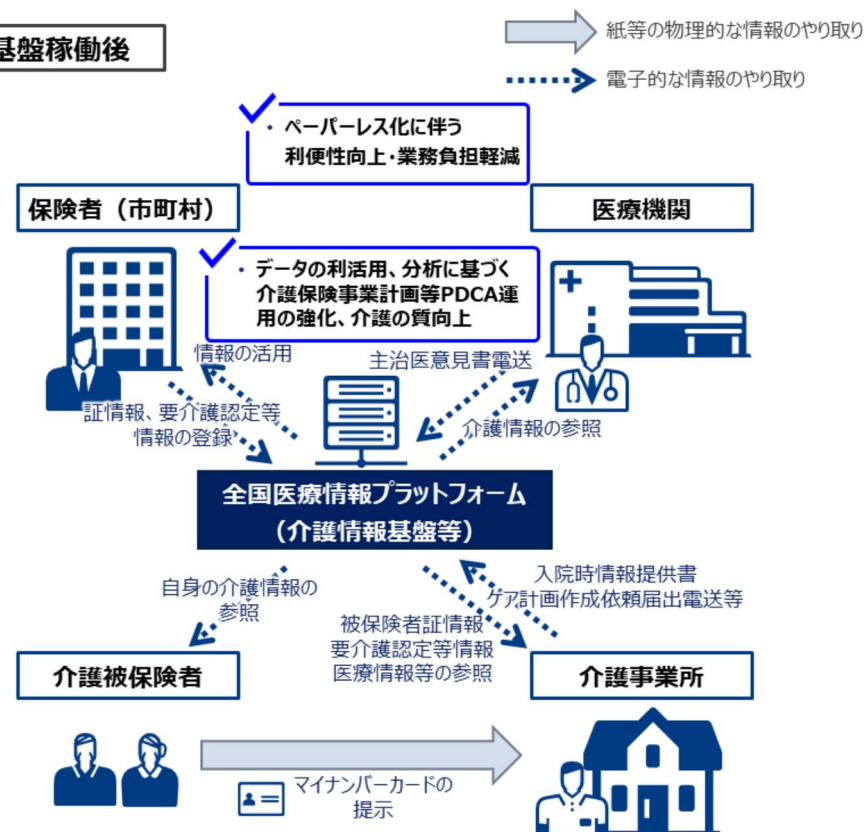
介護情報基盤の活用イメージ

現在



- 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及ぶ証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

基盤稼働後



- ✓ ペーパーレス化に伴う
利便性向上・業務負担軽減
- ✓ データの利活用、分析に基づく
介護保険事業計画等PDCA運用の強化、介護の質向上
- ✓ 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- ✓ 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

業務効率化の具体例① 要介護認定事務の電子化

要介護認定事務の電子化を通じた自治体、介護事業所、医療機関等の業務負担軽減と認定にかかる日数の短縮（下記、①～⑤が電子化される）

